本号で公布された法令のあらまし

◇**国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令**（政令第五七号）（財務省）

1　二〇一二年三月三〇日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）を実施するため、一般競争について公告をする事項を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2　この政令は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇**地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令**（政令第五八号）（総務省）

1　一般競争入札について公告をする事項

一般競争入札について公告をする事項として、競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所を追加することとした。（第六条関係）

2　指名競争入札の公示等

特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）第一六七条の一二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第一六七条の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならないものとすることとした。（第七条第二項関係）

㈠　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第六条第一号から第三号までに掲げる事項

㈡　一連の調達契約にあっては、同条第四号に掲げる事項

㈢　契約の手続において使用する言語

3　この政令は、二〇一二年三月三〇日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇**航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令**（政令第五九号）（総務省）

1　航空機燃料譲与税の譲与に係る公共の飛行場について、枕崎飛行場の指定を解除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**漁船損害等補償法施行令の一部を改正する政令**（政令第六〇号）（農林水産省）

1　普通損害保険及び漁船船主責任保険に係る純再保険料率の算定の基礎となる期間を過去「一〇年間」から「二〇年間」に改正することとした。（第一六条の八関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**日本中央競馬会の平成二十六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令**（政令第六一号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成二六事業年度において、平成二五事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

政令第五十七号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第二項から第五項まで及び第五十条の規定に基づき、この政令を制定する。

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「協定」を「この条において「協定」という。）、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定（以下「改正協定」という。）に改める。

第二条第五号中「協定」を「改正協定」に、「付表4に掲げるサービス」を「付表5に掲げるサービス又は同附属書Ⅰ日本国の付表6に掲げる建設サービス（次号及び第十三条第一項第四号において「建設工事」という。）」に改め、同条第六号中「含む」を「含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る」に改める。

第三条第一項第二号中「協定の附属書Ⅰ日本国の付表1中、付表1に関する注釈4」を「改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表4の2」に改める。

第六条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　予決令第七十二条第二項の規定による申請の時期及び場所

第七条に次の一項を加える。

4　前項の場合においては、予決令第九十七条第二項の規定により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　一連の調達契約にあつては、前条第一号に掲げる事項

二　契約の手続において使用する言語

第八条第二項中「事項」の下に「及び前条第四項各号に掲げる事項」を加える。

第十三条第一項第四号中「（協定の附属書Ⅰ日本国の付表4に掲げる建設工事をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十八号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三